

## 【 散 弾 銃 】

技能講習の開催予定(平成31年1月から平成31年3月まで)

銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第5条の5の規定により、猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習(以下「技能講習」と言う。)を次のとおり開催します。

山形県公安委員会

### 記

1 **散弾銃**の技能講習が実施される射撃場は次のとおりです。

① 仙台総合射撃場 宮城県仙台市青葉区芋沢字権現森山47

2 技能講習の所要時間は、約2時間です。

3 種目欄の表記の意味は次のとおりです。

T=トラップ、FT=フィールドトラップ、S=スキート、FS=フィールドスキート

全=上記種目すべて

4 技能講習受講の申込み

技能講習を受けようとする方は、技能講習受講申込書を申込み締切日までに住所地を管轄する警察署に申し込んでください。

受講手数料は12,300円です。

5 開催の場所、日時等 【散弾銃】

(1) 1月分

月 日	曜日	申込み締切日	仙台総合射撃場		
			開始時刻	種目	定員
1/11	金	1/4	13:00	全	6
1/19	土	1/11	13:00	全	6
1/25	金	1/18	13:00	全	6
1/30	水	1/23	13:00	全	6

(3) 3月分

月 日	曜日	申込み締切日	仙台総合射撃場		
			開始時刻	種目	定員
3/6	水	2/27	13:00	全	6
3/16	土	3/8	13:00	全	6
3/20	水	3/13	13:00	全	6
3/27	水	3/20	13:00	全	6

(2) 2月分

月 日	曜日	申込み締切日	仙台総合射撃場		
			開始時刻	種目	定員
2/2	土	1/25	13:00	全	6
2/13	水	2/6	13:00	全	6
2/20	水	2/13	13:00	全	6
2/26	火	2/19	13:00	全	6

## 【 ライフル銃 】

技能講習の開催予定(平成31年1月から平成31年3月まで)

銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第5条の5の規定により、猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習(以下「技能講習」と言う。)を次のとおり開催します。

山形県公安委員会

### 記

1 **ライフル銃**の技能講習が実施される射撃場は次のとおりです。

- ① 南陽市ライフル射撃場 南陽市川樋字加藤屋敷 380
- ② 志たかぢや総合射撃場 宮城県登米市東和町米川字松坂142-7

2 技能講習の所要時間は、約2時間です。

3 種目欄の表記の意味は次のとおりです。

- ・ 大 …… 公称口径22のへり打ちのライフル銃以外
- ・ 小 …… 公称口径22のへり打ちのライフル銃のみ

4 受講の申込み

技能講習を受けようとする方は、技能講習受講申込書を申込み締切日までに住所地を管轄する警察署に申し込んでください。

受講手数料は12,300円です。

5 開催の場所、日時等 【ライフル銃】

(2) 1月分

月 日	曜日	申込み締切日	南陽市ライフル射撃場			志たかぢや総合射撃場		
			開始時刻	種目	定員	開始時刻	種目	定員
1/12	土	1/4				10:00	大	3
1/19	土	1/11	10:00	小	4			

(3) 2月分

月 日	曜日	申込み締切日	南陽市ライフル射撃場			志たかぢや総合射撃場		
			開始時刻	種目	定員	開始時刻	種目	定員
2/2	土	1/25				10:00	大	3
2/16	土	2/8	10:00	小	4	10:00	大	3

(4) 3月分

月 日	曜日	申込み締切日	南陽市ライフル射撃場			志たかぢや総合射撃場		
			開始時刻	種目	定員	開始時刻	種目	定員
3/9	土	3/1				10:00	大	3
3/16	土	3/8	10:00	小	4			
3/23	土	3/15				10:00	大	3